

冬期間の水道管凍結にご注意ください

一段と寒さが厳しくなる12月から2月にかけて水道凍結事故が多くなります。水道管が凍結すると水が出なくなるのはもちろんのこと、解氷作業や水道管の修理に高額な費用がかかります。冬になる前、そして、冬期間中は、凍結に充分注意しましょう。

凍結して破裂するおそれがあるのは、次のような場所です

- 水道管がむきだしのところ
- 風当たりの強いところ
- 北向きにあるところ
- 家の外にある蛇口

凍結の防止方法

- 蛇口や水道管に保温材または布などを巻きつけて、その上をビニールなどで覆い濡れないように保温してください。
- メーターボックスの中には、使い古しの毛布やボロ布などを入れ、上にダンボールなどをのせて保温してください。
- 水を使わないときは止水栓を閉めきり、蛇口から水抜きをして凍結を防いでください。

※止水栓を閉めたとき必ずメーターのパイロットが回転していないかご確認ください。回転している場合は、止水栓が中途半端な状態になっていますのでしっかりと最後まで閉めてください。止水栓の中途半端な操作は漏水の原因となり、減免は一切ありませんので思わぬ水道料金の出費となることがあります。



水道管が凍ってしまったときは…

- 凍ったところにタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。急に熱湯をかけると、凍ったところが破裂する恐れがあります。

水道管が破裂したときは…

- メーターボックスの中にある止水栓を閉めてください。そして、破裂した部分に布かテープをしっかり巻きつけて応急処置をし、「横手市指定給水装置工事事業者」に修理を依頼してください。
- 給水装置は、皆様に管理いただくものですので、その際の修理費用は所有者である皆様の負担になります。

冬期間留守にされる方、空き家・空き部屋をお持ちの方へ

空き家・空き部屋をお持ちの場合、また旅行などで長期にわたって不在の場合、水道管やボイラー等が凍結し破損する恐れがあります。

長期不在の場合は、横手市水道お客様センター（☎32-2758）にご連絡ください。



漏水修理は指定工事店に!

宅内や家屋内の水道管の漏水(水漏れ)の修理をする場合は、「横手市指定給水装置工事事業者」でなければ、工事を施工できないこととなっております。

必ず、横手市指定の工事店へご依頼ください。

修理を行った指定工事店が、水道料金の「減免申請書」を提出することによって、水道料金の一部を減額ができる場合があります。

しかし、指定工事店以外で修理した場合は、水道料金の減額ができませんので、ご注意ください!

<< 冬期間の検針について >>

◎横手地域・増田地域・大森地域

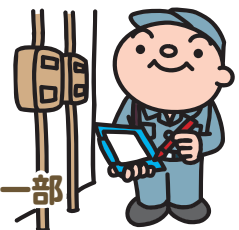
冬期間も検針します。メーターボックス付近の除雪にご協力ください。積雪冬囲いなどで検針できない場合は、推定料金で計算し、後日精算します。

◎平鹿地域・山内地域・大雄地域

12月から冬期推定に入ります。

◎雄物川地域・十文字地域・増田地域の一部

1月から冬期推定に入ります。



冬期推定の地域は、昨年度冬期間の使用水量を基本に計算し「冬期間水道料金のお知らせ」で水量・推定料金等をお知らせします。推定料金等を変更したい場合は、お知らせが届いた後「横手市水道お客様センター」へご連絡ください。なお、冬期推定料金は5月の検針により、推定料金を精算いたします。